●●少年野球クラブ規約

（名称）

第１条　本クラブは、●●少年野球クラブと称する。

（事務所）

第２条　本クラブ事務所は、代表宅に置く。

（目的）

第３条　本クラブは、野球技術の向上のほか、野球を通じた青少年の健全育成を図ることを目的とする。

（活動内容）

第４条　本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

（１）野球の技術向上のための練習、練習試合等

（２）各種の少年野球大会への参加

（３）その他本クラブの目的達成のために必要な活動

（会員及び入退会）

第５条　会員は、本クラブの目的に賛同する小学校６年生までの者及び指導者とする。

２　会員の入会及び退会は、原則として代表または監督に直接、文書もしくは口頭により行うものとする。

（役員）

第６条　本クラブに次の役員を置く。

（１）代表　１名

（２）監督　１名

（３）保護者代表　１名

（４）コーチ　若干名

２　代表者の選出は指導者の互選によって決定する。

３　監督、保護者代表、コーチは指導者の中から代表の同意した者のみ就任できるものとする。

４　役員の任期は１年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第７条　代表は本クラブを代表し、会務を総括する。

２　監督は代表を補佐し、代表に事故あるときはこれを代理する。

３　保護者代表は、本クラブの会計を総括する。

（会議）

第８条　本クラブの会議は、役員会とする。

２　役員会は、年１回開催するものとする。ただし、代表が必要と認めるときは、臨時に役員会を開催することができる。

（経費）

第９条　本クラブの運営に要する経費は、会員の会費、寄付金、その他収入をもって充てる。

（会計）

第１０条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　会計最終年度に余剰金があるときは、次年度に繰り越すものとする。

（規約の改正）

第１１条　この規約は、役員会において審議し、出席者の過半数の決議をもって改正することができる。

附　則

この規約は、令和●年●月●日から施行する